

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	放射性物質環境汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物等の処理施設に関する収用代替資産の所得に係る5000万円特別控除等の適用
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(政策評価の義務付け対象)
		②: 上記以外の税目 所得税(政策評価の義務付け対象外)
3	内容	《制度の概要》 土地収用法上の収用適格事業に位置付けられている放射性物質汚染対処特措法(以下「法」という。)に基づく汚染廃棄物等の処理施設の整備に関する事業により土地等が買い取られる等の場合に、代替資産の取得価額が補償金等より高い場合は資産の譲渡がないものとし、低い場合はその差額分について譲渡があったものとして扱う。また、交換処分等に伴い資産を取得した場合に譲渡資産の譲渡がなかったものとして扱う。加えて、これら両特例を受けない場合について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得についていずれも5000万円特別控除できるものとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第33条、第33条の2、第33条の4、第64条、第65条、第65条の2
4	担当部局	環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室・特定廃棄物対策担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年4月～令和3年3月
6	創設年度及び改正経緯	創設:平成24年度
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 汚染廃棄物等の処理施設(法に基づく除染等の措置によって生じる除去土壌等を処理・保管する中間貯蔵施設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等)を整備することで、除染の迅速化、仮置場の設置に係る環境整備、汚染廃棄物等の迅速な処理を図り、これにより、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。 《政策目的の根拠》 放射性物質汚染対処特措法
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 10 放射性物質による環境の汚染への対処 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 汚染廃棄物等の処理施設の整備が的確に図られること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制上の特例措置により事業用地の取得が進むことにより、当該施設の整備が進み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するという政策目的に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>平成28年度:全補償契約件数 50 件の内数 平成29年度:全補償契約件数 106 件の内数 平成30年度:全補償契約件数 44 件の内数 令和元年度:全補償契約件数 28 件の内数 令和2年度:全補償契約件数 14 件の内数</p>
		② 適用額	<p>平成28年度:総補償額 74 億の内数 平成29年度:総補償額 158 億の内数 平成30年度:総補償額 70 億の内数 令和元年度:総補償額 36 億の内数 令和2年度:総補償額 27 億の内数</p>
		③ 減収額	<p>平成28年度:総補償額 74 億の内数 × 法人税率 23.4% = 17 億円の内数 平成29年度:総補償額 158 億の内数 × 法人税率 23.4% = 37 億円の内数 平成30年度:総補償額 70 億の内数 × 法人税率 23.2% = 16 億円の内数 令和元年度:総補償額 36 億の内数 × 法人税率 23.2% = 8 億円の内数 令和2年度:総補償額 27 億の内数 × 法人税率 23.2% = 6 億円の内数</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目的の達成状況: 用地取得や施設整備等が進んだことにより、令和2年3月までに中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始するなど、事故由来放射性物質の環境汚染による人の健康又は生活環境への影響の速やかな低減に向けて、除去土壌や廃棄物の処理が着実に進捗している。 ・達成目標の実現状況: 本特例措置等の寄与により、令和3年3月末までに、中間貯蔵施設の整備に必要な用地取得については、約 1,235 ha(全体面積の約 77%)の用地を取得した。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、汚染廃棄物等の処理施設の整備に向けて、用地交渉が進められていると考えられる。</p>

		⑤: 税収減を是認する理由等	汚染廃棄物等の処理施設の整備に向けて、用地交渉が進められていると考えられ、これにより、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに寄与するので、税収減を是認する効果がある。
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は資産所有者の収用等により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者の収用等を推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制上の特例措置により施設の整備が推進されることによって、地方公共団体が実施する除染等の措置等がより推進されることになる。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本措置を存続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事後評価:平成 28 年度に実施